

## 14. 農業分野

<p>農業(1)</p>	<p>外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ</p>
<p>規制の現状</p>	<p>生産者手取りの約7割を占める麦作経営安定資金の財源は、いわゆるコストプール方式によって外国産小麦の売買差益で賄われており、その結果、製粉企業への外国産小麦の政府売渡価格は輸入価格の1.7 - 1.8倍となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>外国産小麦の政府売渡価格を、小麦粉調製品・小麦二次加工製品の関税水準(約20%)を目途に、計画的かつ継続的に、1.2倍程度にまで引き下げるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>小麦については国家貿易が行なわれており、わが国の小麦需要量の約9割を外国産麦が占めている。「規制の現状」にある通り、外国産小麦には70 - 80%の関税が課せられていると同様の状況であり、関税率20%前後の安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、製粉企業は国際競争力の面で非常に不利な状況に置かれている。また、消費者負担型の価格支持制度は、消費者の視点を重視すべき農政改革に逆行している。</p> <p>「麦政策の再構築に向けた中間論点整理」(2004年8月11日)において、「現行のコストプール方式については、国内産麦に係る財政負担の急増への対応と、安価な小麦粉調製品・小麦二次加工製品の輸入増の中での製粉企業の国際競争力の確保への対応をいかに図るかという課題がある」とされていることを踏まえ、検討すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>主要食糧の需給および価格の安定に関する法律第68条 同法施行令第43条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>農林水産省</p>

農業(2)	とうもろこしの関税割当制度の見直し
規制の現状	<p>コーンスターチ用とうもろこしの関税は、譲許税率では50%または12円/kgであるが、関税割当制度のもとで、国産いも澱粉の購入を条件として、コーンスターチ用とうもろこしの関税を無税とする措置が講じられている(国産いも澱粉1の購入に対して12のコーンスターチ用とうもろこしの関税割当枠)。</p>
要望内容	<p>コーンスターチ用とうもろこしの国産いも澱粉との抱き合わせ比率を緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>同様の要望に対する6月集中受付月間の農林水産省回答には、「でん粉原料用のばれいしょ及びかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保するため、一定の国境措置が必要である」とあるが、WTO国際交渉の進展等も踏まえ、今後はわが国農業の構造改革を推進し、競争力のある農業経営が相当なシェアを担う農業構造をつくっていかねばならない。よって、関税等の国境措置は縮小・廃止する方向で見直すことが必要である。なお、これらが縮小・廃止された場合に影響を受ける一定の農業経営に対しては、所得減を補償する品目横断的な直接支払いなど、既存の農業予算の組換えにより、国内措置として新たな支援策を導入すべきである。</p>
根拠法令等	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

農業(3)	砂糖の価格制度の更なる見直し
規制の現状	<p>砂糖の内外価格差を縮小し、国内消費を拡大するため、1999年9月に策定された「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づき、粗糖関税の撤廃、及び糖価安定資金を財源とした価格引下げなど砂糖価格制度の見直しが進められている。しかし、生産農家対策等の対策コストを調整金として徴収し、結果として多大な消費者負担により国内砂糖価格を支持するという基本的な枠組みは改善されておらず、今後、制度のさらなる見直しを図る必要がある。</p>
要望内容	<p>現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げを実現すべきである。</p>
要望理由	<p>「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づいた種々の見直しは、市場を踏まえた適正な価格形成という観点から、一定の評価はできる。しかしながら、現行制度の下では、大きな内外価格差が残るものと考えられ、さらなる見直しが求められる。従って、価格制度を抜本的に見直し、消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するため、より適正な価格形成が行われるようにすべきである。</p>
根拠法令等	<p>糖価調整制度 砂糖の価格調整に関する法律</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>農林水産省生産局特産振興課</p>

農業(4)	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入
規制の現状	<p>農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに関して厳しい要件が課されている。</p> <p>構造改革特別区域法により、農業生産法人以外の株式会社によるリース方式による農業への参入の道が開かれたが、対象地域が耕作放棄地や効率的利用を図る必要がある農地等が相当程度存在する地域に限定されるなど制約が多い。</p>
要望内容	<p>農業経営主体としての株式会社に関する規制を撤廃すべきである。</p> <p>少なくとも、構造改革特別区域においては、農業生産法人以外の株式会社による農地の取得・保有を認めるべきである。</p> <p>現在、構造改革特別区域法で認められたリース方式による株式会社の農業への参入を全国に適用される一般的な制度とするべきである。</p>
要望理由	<p>株式会社形態での農業経営は、農業経営基盤強化の観点から、資金調達面や人材確保面、コスト面などさまざまな面で有利であるが、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難である。</p> <p>新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた「中間論点整理」において、「農地の権利移動規制については、( )農地の権利取得時に求められる要件が厳しく、意欲ある人材の農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである、( )農業生産法人制度についても、事業範囲等についての要件が厳しく、事業の多角化や農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである、等の意見を踏まえ、農地の効率的な利用を促進する観点から、規制の在り方の検討を行なう必要がある」とされていることを踏まえ、要望の早期実現を要望する。</p>
根拠法令等	農地法 構造改革特別区域法
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省経営局構造改善課

農業(5)	国産ビール大麦の品質規格の見直し
規制の現状	<p>ビール大麦の品質に関する国の規格と、業界と生産者団体間の契約( )に定めた規格の整合性が取れていない。具体的には、ビール業界と生産者団体間の契約において定めた品質規格を国の規格が下回っているため、生産者における品質改善の取組が遅れる原因になっている。</p> <p>また、等外上麦は災害等やむを得ない状況で発生した場合のみ購入する契約となっているが、国の検査でビール大麦として合格しているため、買入れざるを得ない状況にある。</p> <p>ビール酒造組合、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会および全国主食集荷協同組合連合会は、国産ビール大麦の品質向上を目指して、3年毎に、ビール大麦の契約栽培基本条件に関する覚書を交わしている。</p>
要望内容	<p>農産物規格規程のビール大麦の品位規格において、粗蛋白含量の項目を新たに導入すべきである。</p> <p>整粒歩合を95%以上(2.5mm縦目ふるい)に強化すべきである。</p> <p>等級から「等外上」を削除すべきである。</p>
要望理由	<p>国産ビール大麦の品質向上につながり、業界の望む品質の原料を入手することが可能になる。</p>
根拠法令等	<p>農産物検査法 農産物規格規程</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>農林水産省</p>

農業(6)	農業用ガラス温室の建設に係る適用基準の緩和
規制の現状	<p>農業用ガラス温室は、最近の行政判断としては建築物として取り扱われている。しかし、適用法規である建築基準法には、農業用ガラス温室を想定した基準が設けられておらず、一般の建物に関する基準(建築基準法第2条第1号、第37条)が適用される可能性がある。</p> <p>本件につき国土交通省からは、「建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。したがって、ご要望に係る農業用温室についても、当該建築物の所有者の財産保護、作業従事者の人命の安全確保や周辺への延焼防止の観点から、建築物として構造や防火避難等に係る最低基準への適合性について確認する必要があるものであり、ご要望の提案の実現は困難」との見解が示された。</p> <p>なお、最近の行政判断では、ガラスを使用しない農業用温室については、建築物ではない、という取り扱いになっている。</p>
要望内容	<p>少なくとも農地に建てられる農業用ガラス温室については、大規模のものであっても、建築基準法(第2条第1項、第37条)が適用されないことを明確にすべきである。</p> <p>仮に建築基準法が適用されるのであれば、建築基準法において、一般の建物とは別に農業用ガラス温室向けの基準を定めるべきである。</p>
要望理由	<p>について 農業用ガラス温室は屋根及び柱を有しているが、人間が常時生活する空間ではなく、しかも、使われる部材のサイズ・重量が一般の建物と比べ、格段に軽薄なため、万一の災害時にも人間の生命・身体への危険性はほとんどない。また、平屋であるため、万一倒壊しても、公道をふさいだり、第三者へ危害を与える怖れはない。よって、一般の建物に対する基準を適用する必要はない。</p> <p>について 仮にどうしても建築基準法の適用を免れない場合には、一般の建物と同等の基準を一律に適用するのではなく、農業用ガラス温室として必要な基準を別途定めるべきである。</p> <p>現状の建築基準法がそのまま適用されることによって、農業用温室の建設コストがかさむとともに、海外の優れたシステムの導入の障害となり、輸入野菜に対して国産農作物の競争力が損なわれる。優れた温室のシステムが普及すれば、低農薬で安定した価格の農産物の供給につながる。また、天候等に左右されない安定した農業経営が可能となり、しかも、作業環境も改善されるため若者の就農の増加が見込まれる。</p>
根拠法令等	建築基準法第2条第1号、第37条
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

農業(7)	農業用設備の設置に係る適用基準の緩和[新規]
規制の現状	<p>農業用設備の内、灌水設備(作物に水や肥料を施すための設備)の設置工事は、建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当するかどうか明らかでない。</p> <p>海外の温室システムの一式導入は、建屋や暖房設備の施行等があるため、一般的には「建設工事」とみなされており、施行者は建設業許可の取得が必要となる。よって、海外の専門の作業員による施行を行なうことができない。</p>
要望内容	<p>灌水設備工事が、建設業法上の「建設工事」に該当するか否かを明確にすべきである。</p> <p>海外の温室システム導入の際には、日本の建設業許可を取得した者の監督を前提として、海外の作業員が直接施行作業に携わることを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>について 灌水工事業者の中には「建設工事」の許可を取得していない者もあり、法遵守を慎重に考える事業者は、灌水工事の発注に際して技術力を最優先できない。</p> <p>について 海外の優れたシステムを導入するためには、施工まで一体的に取り扱う必要がある。現状は、日本の作業員が施行に携わっているが、当該システムを熟知していないため作業の効率が悪く、危険性が高い。コストも高くなり、その結果、消費者に安価な農産物を提供することが出来ない。</p> <p>オランダの農業用温室は、現在、世界の最先端の技術を備えたシステムである。この温室の施行には専用の施行機械・工具が使われる等、高度に専門的な作業が必要であり、施行も含めた一体的なシステムとして完成している。よって、これを導入する際には、施工も含めて専用の体制で取り組むことができるようにすべきである。</p>
根拠法令等	建設業法第2条1号(別表1)
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省